

『事例 2』

類型：除くクレーム、発明特定事項の限定

審判番号：平成 9 年審判第 13662 号

特許番号：特許第 1858208 号（特願昭 63-230469 号、特開平 2-108 号、特公平 5-71567 号）

訂正前の明細書

（発明の名称）
眼圧降下剤

（特許請求の範囲）
【請求項 1】 13, 14 - ジヒドロ - 15 - ケト - プロスタグランジン A 類、B 類、C 類、D 類、F 類および J 類からなる群から選ばれたプロスタグランジン類を有効成分として含有することを特徴とする眼圧降下剤。

【請求項 8】 有効成分が 13, 14 - ジヒドロ - 15 - ケト - プロスタグランジン F 類である第 1 項記載の眼圧降下剤。

【請求項 11】 13, 14 - ジヒドロ - 15 - ケト - プロスタグランジン A 類、B 類、C 類、D 類、F 類および J 類からなる群から選ばれたプロスタグランジン類を含有する緑内障治療薬。

（発明の詳細な説明の抜粋）
20 位にメチル、エチル、イソプロピル、イソプロペニルなどのアルキル基、.....等を有する化合物が好ましい。

即ち、本発明において用いられる 13, 14 - ジヒドロ - 15 - ケト - PG 類においては、..... 20 位の炭素にアルキル基を有するものにおいて特に好結果が得られる。

【結論】

特許請求の範囲の減縮となる。

【説明】

請求項 1 及び請求項 11 に関する各訂正は、それぞれ本件明細書の特許請求の範囲第 1 項及び第 11 項における「13, 14 - ジヒドロ - 15 - ケト - プロスタグランジン F 類」から「13,

訂正後の明細書

（発明の名称）
.....

（特許請求の範囲）
【請求項 1】 13, 14 - ジヒドロ - 15 - ケト - プロスタグランジン A 類、B 類、C 類、D 類、F 類（ただし、13, 14 - ジヒドロ - 15 - ケト - プロスタグランジン F を除く）および J 類からなる群から選ばれたプロスタグランジン類を有効成分として含有することを特徴とする眼圧降下剤。

【請求項 8】 有効成分が 13, 14 - ジヒドロ - 15 - ケト - 20 - アルキルプロスタグランジン F 類である第 1 項記載の眼圧降下剤。

【請求項 11】 13, 14 - ジヒドロ - 15 - ケト - プロスタグランジン A 類、B 類、C 類、D 類、F 類（ただし、13, 14 - ジヒドロ - 15 - ケト - プロスタグランジン F を除く）および J 類からなる群から選ばれたプロスタグランジン類を含有する緑内障治療薬。

（発明の詳細な説明の抜粋）
.....

.....

「14 - ジヒドロ - 15 - ケト - プロスタグランジン F」を除くものであり、特許請求の範囲の減縮を目的とするものと認められる。

また、請求項 8 に関する訂正は、特許請求の範囲第 8 項における「13, 14 - ジヒドロ - 15 - ケト - プロスタグランジン F 類」を「13, 14 - ジヒドロ - 15 - ケト - 20 - アルキルプロスタグランジン F 類」に訂正する、すなわち 20 位にアルキル基を有するものに限定するものであるが、このことは訂正前の明細書の記載からみて、訂正前の明細書の記載の範囲内においての特許請求の範囲の減縮を目的とするものと認められる。

そして、上記各訂正は、いずれも訂正前の明細書に記載した事項の範囲内のものであって、実質上特許請求の範囲を拡張又は変更するものではなく、また訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により構成される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができない発明とも認められない。